米子市監査委員告示第10号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により 実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次の とおり公表する。

平成23年12月9日

 米子市監査委員 住 田 篤 美

 同 陶 山 晃

 同 矢 倉 強

 監査の対象 収税課

2 監査の範囲

主として平成23年4月1日から同年8月末日までに執行された財務 に関する事務

- 3 監査期日
 - 平成23年10月24日
- 4 監査を執行した監査委員 住田篤美・陶山 晃・矢倉 強
- 5 監査の概要

収税課は市民生活部に所属し、組織は別図のとおりで、その主な担当業務は、次のとおりである。

- (1) 市税及び県民税の徴収に関すること。
- (2) 納税貯蓄組合に関すること。
- (3) 納税証明に関すること。

今回の監査は、当課が担当する業務のうち、予算の執行と経理事務、市税に関する事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が

法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に 実施した。

なお、当課における平成23年度の一般会計の歳入歳出予算執行状況 (平成23年8月末日現在)は、別表のとおりであった。

6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭 により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 予算の執行と経理事務

- ア 資金前渡に関する事務について、関係書類を監査した結果、支出事務及び精算事務は適正に事務処理されていたが、現金出納簿において 支出日を誤って記載しているものがあったので、今後、注意すること。
- イ 旅行に関する事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務 処理されていた。
- ウ 使用料及び賃借料に関する支出事務について、関係書類を監査した 結果、適正に事務処理されていた。
- エ 委託契約に関する支出事務について、関係書類を監査した結果、適 正に事務処理されていた。
- オ 補助金の交付事務について、関係書類を検算し、及び照合した結果、 米子市納税貯蓄組合補助金において、米子市納税貯蓄組合規則(平成 17年米子市規則第48号)第8条第2項に規定する「市長が特別の 事情があると認めるとき」の基準が定められていなかったので、直ち に基準を定めること。
- カ 米子市納税貯蓄組合連合会補助金について、完了届が提出されておらず、また実績報告書が正当決裁者へ回議されていなかったので、米子市補助金等交付規則(平成17年米子市規則第46号)及び米子市事務専決及び代決規程(平成17年米子市訓令第2号)の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。
- キ 時間外勤務手当等に関する事務について、関係書類を監査した結果、 支給額に違算はなかったが、時間外勤務等命令簿において、時間外勤 務の命令を代決した場合に所属長が後閲していないものがあったので、 今後、適正に事務処理すること。

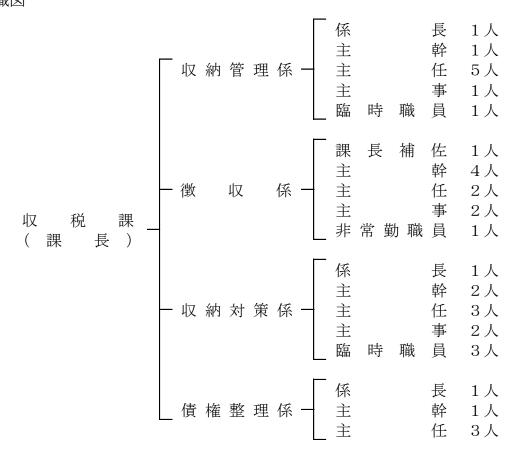
(2) 市税に関する事務

- ア 市税の滞納整理事務について、不納欠損処分により納税義務が消滅 した事例を抽出により監査した結果、適正に事務処理されていた。
- イ 釣銭、有価証券及び領収証書の管理事務について、関係書類を基に 現品と照合した結果、適正に事務処理されていた。
- ウ 差押金に関する事務について、抽出により関係書類を監査した結果、 適正に事務処理されていた。
- エ 納税証明手数料に関する事務について、関係書類を監査した結果、 適正に事務処理されていた。

(3) 物品の管理事務

- ア 備品の管理事務について、個別備品データー覧表を基に、抽出により現品と照合した結果、適正に事務処理されていた。
- イ 郵便切手類の管理事務について、郵便切手類出納(受払)簿と現品 を照合した結果、符合したが、郵便切手類出納(受払)簿において、 訂正印がないもの及び字をなぞって訂正したものがあったので、今後、 注意すること。

別図 組織図



別表 平成23年度一般会計歳入歳出予算執行状況(平成23年8月末日現在)

	歳	7	/								(単位;	円 . パー	セント)
費				目	<i>F</i>		B 調 定 8	東収 入	C 、 済	B 頓収	- C 入 未 済 額	C/A	С/В
個	人	市	民	税	5, 998,	, 618, 000	6, 547, 208, 20		7, 148, 14		, 120, 060, 054	40. 5	37. 1
法	人	市	民	税	1, 762,	, 554, 000	916, 634, 38	828	5, 460, 54	1	91, 173, 845	46.8	90. 1
固	定	資	産	税	8, 785,	, 829, 000	9, 514, 493, 53	5, 75	1, 361, 63	2 3,	, 763, 131, 903	65. 5	60. 4
	有資				53,	, 595, 000	53, 724, 70	53	3, 724, 70	0	0	100. 2	100.0
軽	自	動	車	税	300,	, 449, 000	322, 503, 58	5 294	1, 774, 66	8	27, 728, 918	98. 1	91. 4
市	た	ば	IJ	税	892,	, 623, 000	459, 993, 80	459	9, 986, 76	4	7,042	51. 5	100.0
入		湯		税	65,	, 404, 000	25, 185, 00	25	5, 098, 30	0	86, 700	38. 4	99. 7
総	務	手	数	料	5,	, 000, 000	1,684,10	3	1,680,25	6	3,850	33. 6	99.8
総	務 費	県	負 担	. 金	217,	, 401, 000)		0	0	0.0	_
延		滞		金	18,	, 000, 000	8, 328, 44	5 8	3, 328, 44	5	0	46. 3	100.0
加		算		金		0	1, 30)	1, 30	0	0		100.0
滞	納	処	分	費		808, 000)		0	0	0.0	
雑				入		0	6, 32	5	6, 32	5	0	-	100.0
合				計	18, 100,	, 281, 000	17, 849, 763, 39	9,847	7, 571, 08	0 8,	, 002, 192, 312	54. 4	55. 2

	歳	Н	7												(単位	;	円 . パー	セント)
費				目	予	A 算	人 現	額	B 支出負担行為額	支	出	C 済	額	A 予	- 算	- 残	C 額	C/A	С/В
税	務	総	務	費		669,	533,	000	304, 997, 650		303,	588,	918		365,	944,	082	45. 3	99. 5
徴		収		費		38,	070,	000	23, 312, 933		7,	997,	197		30,	072,	803	21.0	34. 3
合				計		707,	603,	000	328, 310, 583		311,	586,	115		396,	016,	885	44.0	94. 9